被扶養者認定基準

制定　平成 17 年 4 月 1 日
改定　令和 3 年 4 月 1 日

被扶養者認定基準

（目的）

第１条　この基準は、健康保険法第３条第７項の規程による被扶養者の認定を公平に行うため、エイチ・アイ・エス健康保険組合における必要な事項を定めることを目的とする。

（認定者）

第２条　組合における被扶養者の認定は、常務理事が行う。

（被扶養者の範囲）

第３条　被扶養者の範囲は、原則として日本国内に居住し、住民登録をしていることに加え以下の要件の(1)又は(2)のいずれかを満たすものとする。

(1)　主として被保険者により生計を維持される次の者

(ｲ)　直系尊属（養父母を含む）

(ﾛ)　配偶者（内縁関係を含む）

(ﾊ)　子（養子を含む）

(ﾆ)　孫

(ﾎ)　兄姉・弟妹

(2)　被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持される次の者

(ｲ)　被保険者の三親等内の血族またはその配偶者、あるいは配偶者の三親等内の血族

(ﾛ)　内縁の配偶者の父母及び子

(ﾊ)　内縁の配偶者の死後、引き続き住居家計を同じくしている配偶者の父母及び子

２　海外に住居を有しているものの、日本国内に生活の基礎があると認められる場合、第１項の例外として下記の者を被扶養者として認めることとする。

(1)　海外留学生

(2)　被保険者に同行する者

(3)　観光、保養又はボランティア活動等就労以外の目的での渡航者

(4)　被保険者の赴任中当該被保険者との身分関係が生じた者

（認定の申出）

第４条　認定対象者に該当する被扶養者がいるときは､被保険者資格取得後５日以内に所定の被扶養者（異動）届に組合が指定する諸資料を添付し、事業主を経由して組合に提出するものとする。

２　認定対象者が新たに生じたときも、同様の手続きをするものとする。

（認定の基準）

第５条　「主として被保険者により生計を維持される者」とは、常態として継続してその生計費の半分以上を被保険者が負担していなければ、被扶養者となるべき生計維持関係はないものとする。

２　「同一の世帯に属する」とは、住居及び家計を共にすることであり、住居を共にするとは常態として継続的に同一家屋内において生活していることをいい、家計とは一家の生計を維持するために行われる家庭経済の単位をいう。

（認定対象者の収入の範囲）

第６条　認定対象者の収入は、原則として、給与、年金、恩給、利子、配当、事業所得、社会保険からの現金給付、他人からの仕送り、その他現金収入及び現物収入のすべてを含むものとする。

（被扶養者の帰属）

第７条　認定対象者にかかわる扶養義務者が２人以上いる場合には、先順位による扶養義務、扶養義務者の収入水準及び扶養能力、被保険者の扶養義務者とする理由、同居の有無などを総合的に審査して、組合がその帰属を判定する。

２　夫婦共同扶養の場合は、被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、原則として、年間収入の多い方の被扶養者とする。

３　夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。

（扶養に関する事実の立証義務）

第８条　被保険者は、認定を受けようとする家族が被扶養者の要件に該当することを、文書をもって証明することを要するものとする。

⑴　被保険者との親族関係

⑵　生計維持の関係

⑶　第３条第２号該当者については同居の関係

２　満１８歳以上の通常就業年齢にある者については、就業できない事情または就業していない旨の事実を証明することを要する。

⑴　学生の場合　　在学証明書または学生証の写

⑵　病気の場合　　医師の診断書または証明書

⑶　身体障害の場合　身体障害者手帳の写あるいは医師の診断書または証明書

⑷　無職の場合　　市区町村長の非課税証明書

３　満１８歳以上で収入がある者については、その収入が『被扶養者認定事務取扱要領』に定める収入限度額以内である旨の事実を証明することを要する。

４　被保険者と世帯を異にしている家族については、次の事情または事実を証明することを要する。

⑴　送金または生計費支弁の事実（生計費の手渡しは、客観的事実が証明されない限り認めないものとする。）

⑵　扶養義務の先順者があるときは、それらの者に扶養能力がないかまたは扶養できない事情あるいは扶養していない旨の事実

（被扶養者資格付与の日）

第９条　組合が認定対象者の被扶養者資格を認めた場合の被扶養者資格付与の日は、次のいずれかによるものとする。

⑴　被保険者資格取得後５日以内に所定の被扶養者異動届及び添付資料を組合に提出したときは原則として被保険者資格取得の日とする。

⑵　被保険者資格取得後６日以上経過して所定の被扶養者異動届及び添付資料を組合に提出したときは、内容に問題がない限り、原則として被扶養者異動届を組合が受理した日とする。ただし、やむを得ない理由で届出が遅れたと認められる場合は、被保険者資格取得の日とすることができる。

⑶　被保険者資格取得後、新たに認定対象者が生じたときの扱いは、前記⑴及び⑵の「被保険者資格取得」を「認定対象者資格発生」と読み替えて準用する。

⑷　被保険者が提出した被扶養者異動届及び添付資料の内容に疑問があり、その審査に時間がかかり、被扶養者資格付与の日を被扶養者異動届受理日とすることが適当でないと組合が判断したときは、組合が認定した日をもって被扶養者資格付与の日とする。

（届出義務）

第１０条　被扶養者の住所もしくは氏名変更の場合、または就職、婚姻、離婚、死亡、卒業等で扶養事実消滅の場合は、被保険者は遅滞なく事業主を経由して組合に被扶養者異動届を提出しなければならない。

２　前項後段の届出を怠ったために生じた異動後の給付は、被保険者が負担しなければならない。

（被扶養者資格認定審査）

第１１条　組合は、時の経過にともない、被扶養者認定要件に変化がないかどうかを確認するため、定期的に被扶養者資格確認審査を行う。

（資格の取消）

第１２条　被保険者が事実に相違した申請をなし、被扶養者の認定を受けたことが判明したときは、被扶養者の資格を取り消し、既に支給した給付があったときは、その全部または一部を徴収する。

（再審査）

第１３条　被扶養者の認定に不服のある者は再審査を請求することができる。

附　則　この基準は、令和３年４月１日から施行する。

被扶養者（異動）様式

常務理事	事務長	担　当

健康保険　被扶養者（異動）届

保険者証の記号・番号	記号 番号	被保険者氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ	性別	生年月日	資格取得年月日
				男 女	昭和 平成 令和　年　月　日	平成 令和　年　月　日
被保険者の住所	〒		電話		※標準報酬月額　千円	

異動の種類	被扶養者の氏名		生年月日	性別	世帯	続柄	被扶養者になった日又は被扶養者から除かれた日	職業	年間収入	被扶養者になった理由又は、除かれた理由	被扶養者の住所
増加・減少	ﾌﾘｶﾞﾅ （氏）	（名）	昭和 平成 令和　年　月　日 個人番号	男 女	同居 別居		令和　年　月　日		万円		
増加・減少	ﾌﾘｶﾞﾅ （氏）	（名）	昭和 平成 令和　年　月　日 個人番号	男 女	同居 別居		令和　年　月　日		万円		
増加・減少	ﾌﾘｶﾞﾅ （氏）	（名）	昭和 平成 令和　年　月　日 個人番号	男 女	同居 別居		令和　年　月　日		万円		
増加・減少	ﾌﾘｶﾞﾅ （氏）	（名）	昭和 平成 令和　年　月　日 個人番号	男 女	同居 別居		令和　年　月　日		万円		
増加・減少	ﾌﾘｶﾞﾅ （氏）	（名）	昭和 平成 令和　年　月　日 個人番号	男 女	同居 別居		令和　年　月　日		万円		

事業主の確認	事務所所在地 事務所名称 事業主氏名 電話

〈注意事項〉
提出先　事業主（人事部門）を経由して健康保険組合へ
提出期限　異動を生じた日から５日以内
提出部数　二通（記入後コピーをして下さい）
※印は記入しないでください。
被扶養者の減少の場合、対象者の被保険者証を添付して下さい。

令和　年　月　日提出
受付日付印

エイチ・アイ・エス健康保険組合

被扶養者認定調書様式

被扶養者認定調書

1. 被保険者について

被保険者証の記号番号	記号 番号	被保険者氏　名		生年月日	昭和 平成 令和		年		月		日

2. 今回、被扶養者とする者について

被扶養者とする者の氏名		生年月日	昭和 平成 令和		年		月		日	被保険者との続柄		世　帯	同　居 別　居

今まで加入していた保険	健康保険　国民健康保険　共済組合　任意継続保険　その他（　　）
① 申請理由	☐ 今までも被保険者に扶養されていた
	☐ 会社を退職した（令和　年　月　日退職）
	☐ 結婚（令和　年　月　日）　☐ 離婚（令和　年　月　日）
	☐ 収入の減少（令和　年　月　日）
	☐ その他（　　）
② 被扶養者として申請する者に配偶者はいますか？	☐ 配偶者あり　☐ 配偶者なし：☐未婚　☐離婚（　年　月）　☐死別（　年　月）
③ 現在働いてますか？	☐ 働いていない　☐ 働いている（1ヶ月の収入額　円）
④ 雇用保険法による失業給付金を受けていますか？	☐雇用保険の適用除外者　☐ 受けている　☐ 申請中　☐ 延長中　☐申請しない　☐ 受給終了
⑤ 年金等を受給していますか？	☐ 受けていない　☐ 受けている（年額：　円）　☐ 申請中
※受給している場合、その種類	☐ 老齢年金　☐ 遺族年金　☐ 障害年金　☐ 企業年金　☐ その他（　　）
⑥ その他に何か収入はありますか？	☐ 収入はない
	☐ 収入はある（種類：　1ヶ月の収入額　円）

3. 被保険者以外の扶養義務者の有無（配偶者・親・兄弟姉妹等）

①	氏名		続柄		年齢		年収	万円	額	仕送	万円	世帯	同　居 別　居	住所	
②	氏名		続柄		年齢		年収	万円	額	仕送	万円	世帯	同　居 別　居	住所	
③	氏名		続柄		年齢		年収	万円	額	仕送	万円	世帯	同　居 別　居	住所	

4. 扶養の申請理由

① 被保険者が扶養しなければならない理由

5. 被保険者と被扶養者とする者が別居の場合、ご記入ください。

① 同居していない理由
② 別居先で誰かと同居していますか？　☐ 同居していない　☐ 同居している
③ 仕送額　☐ 仕送をしていない　☐ 仕送をしている（金額：毎月　円）

上記の通り、相違ありません。

認定後事実と相違していることが判明した場合は、被扶養者の抹消、給付の停止、医療費の返還請求にも速やかに応じます。

令和　年　月　日

被保険者氏名

エイチ・アイ・エス健康保険組合

令和　年　月　日提出

受付日付印